

*** スポット業務 ***

2019年(平成31年)5月7日改定

就業規則等の作成・変更

業務	業務内容	報酬（税別）
就業規則の作成	就業規則は会社のルールを従業員に伝えるツールです。「就業規則が存在しない=会社のルールが存在しない」ことになり、労使トラブルに際して会社にとって不利になります。	200,000～ 300,000円
就業規則の変更	当事務所作成の就業規則の他、現在使用されている就業規則の変更、付属規程の作成等。報酬はそのボリュームによります。	ご相談
諸規程の作成		ご相談
諸規程の変更		ご相談

労働基準法・労働安全衛生法関連業務

業務	業務内容	報酬（税別）
フレックスタイム制に関する協定書	フレックスタイム制を導入する際に作成します。	30,000円
一年単位の変形労働時間制に関する協定届（協定書）	一年単位の変形労働時間制を導入する際に作成、届出します。	30,000円
一箇月単位の変形労働時間制に関する協定届（協定書）	一箇月単位の変形労働時間制を導入する際に作成、届出します。	30,000円
一週間単位の非定型変形労働時間制に関する協定届（協定書）	一週間単位の変形労働時間制を導入する際に作成、届出します。	30,000円
36協定届（時間外労働・休日労働に関する協定書）	時間外労働、または休日労働をさせる場合に作成、届出します。	30,000円
事業場外労働に関する協定届（協定書）	事業場外みなし労働時間が8時間を超える場合に作成、届出します。	30,000円
専門業務型裁量労働制に関する協定届（協定書）	専門業務型裁量労働制を導入する際に作成、届出します。	30,000円
企画業務型裁量労働制に関する決議届（決議書）	企画業務型裁量労働制を導入する際に作成、届出します。	30,000円
健康診断結果報告書	常時50人以上の従業員を雇用する場合に提出します。	30,000円
統括安全衛生・安全・衛生管理者、産業医選任報告	対象事業場における選任後に、作成し、報告します。	20,000円/件
労働者死傷病報告	従業員が死亡、または休業したときに提出します。	20,000円/回
労務相談	面談形式でご相談をお受けします。相談後に業務が発生した場合には相談報酬は発生しません。	5,000円/30分
上記以外の業務については別途お問い合わせください		